

令和 2 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書
令和 2 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書
概要説明

令和 3 年 10 月

三重県監査委員

令和 2 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

概要説明

令和 2 年度の企業庁関係の決算審査につきましては、去る 9 月 28 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、企業庁が経営する令和 2 年度の三重県水道事業、工業用水道事業及び電気事業の 3 事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書並添付書類の内容について、

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- ④ 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、三重県企業庁が経営している水道事業、工業用水道事業及び電気事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、企業庁会計規程に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されておりましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2頁）

(1) 計画的な施設改良の推進等について（意見書 2頁）

水道事業及び工業用水道事業においては、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする三重県企業庁経営計画並びに水道施設改良計画及び工業用水道施設改良計画により、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を実施しています。

また、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を踏まえ、令和2年度は、浸水対策及び土砂災害対策の検討が必要な施設の特定を行うとともに、長時間停電対策として、非常用発電設備の更新工事に併せ、燃料貯蔵タンクの増量に着手しています。

今後も引き続き、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を踏まえ、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の取組を推進されたい、と意見しています。

(2) RDF焼却・発電事業の円滑な終了及び事業の総括について（意見書 2頁）

三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了し、同年12月21日付けで電気事業法における「三重ごみ固形燃料発電所」を廃止したことから、令和2年度は施設の撤去に着手するとともに、RDF処理委託料の清算などを進めました。

また、RDF焼却・発電事業の総括については、平成28年3月に「RDF焼却・発電事業のこれまでの総括」として報告をしていますが、令和2年度においては最終的な総括等を行うための基礎資料の取りまとめなどに取り組みました。

今後は、引き続き円滑な事業終了に向けて取り組むとともに、関係部局と連携して、環境政策、安全及び事業構築・運営の各視点で事業全体の検証を行い、関係市町からの意見なども確認しながら、事業の最終的な総括に向けた取組を進められたい、と意見しています。

令和 2 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 2 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 28 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、企業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和 2 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、水道事業、工業用水道事業及び電気事業の 3 事業について、いずれも適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 2 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書及び令和 2 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。